

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所干	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3710511068	介護療養型医療施設	介護療養型医療施設 今滝医院	768-0052	観音寺市 粟井町2292番地1	0875-27- 6218	0875-27- 7538	辞退	2018/9/30	今滝健介	観音寺市 粟井町2267番地	今滝健介	